

事案調書(戦略会議)

審議日 令和2年10月23日

案件名	中山間地域における新たなライフスタイル・ビジネススタイル推進事業							
所管	緑	局区	部	区政策	課	担当者		内線
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	○総合計画及び緑区基本計画に基づく中山間地域に係る取組を進めるため、調査事業及びテレワークセンター実証運営等事業を実施することについて。							
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり、承認する。							

事案概要 / 事業の実施期間

新型コロナウイルス感染症拡大を機に、都市部の過密さがリスクであることに気づき、暮らしや働き方において「新しい日常」の実践が求められる中で、地方移住への関心の高まりや生活様式の変化がみられる。そこで、総合計画の重点テーマである中山間地域対策や、緑区基本計画内における中山間地域振興を取組目標とする本市が目指す方向性において、中山間地域での「新しい日常」に対応した豊かな暮らし方、働き方の実現に向け、関係人口の創出、移住・定住の推進等に資する取組を実施するもの。内容として、中山間地域における新しい日常の実践に向けたライフスタイル・ビジネススタイル検討調査事業、テレワークセンター実証環境整備(藤野総合事務所会議室棟リノベーション)・実証運営事業を実施するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容	調査事業 テレワークセンター実証環境整備・実証運営事業	調査事業 テレワークセンター実証環境整備・実証運営事業	(本格運営を行う際に、事業形態について別途庁議以降最大5年の本格運営を想定)			事業継続について検討		

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(委託費等)		60,830						
うち任意分								
特財		60,830						
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0

捻出する財源概要... R4以降の運営コストは約8,000千円/年と見積り。民間貸付により運営し、一財拠出の想定はなし。

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期	議会への情報提供	なし	
事前調整、検討経過等						
調整部局名等		調整内容・結果				
政策課		7/22国における令和2年度第2次補正予算対応事業調書提出以降、随時調整				
政策課、広域行政課、 観光・シティプロモーション課 産業・雇用政策課、産業支援課		8/28第3回スーパー・メガリージョン担当者打ち合わせ会議				
調整会議結果 (10/5)		<p>○ 国の臨時交付金を充当することで一定期間の事業継続が条件にならないのか。 実証実験後の継続運営を想定し、令和4年度以降の費用は一財を使わないことを前提に計画している。また、実施継続を断念しても令和3年度の実証運営は調査事業の一環であり、設備も原状復帰が可能である簡易な改修にとどめていることから、交付金は返還しなくていいと考えている。</p> <p>○ 令和4年度以降の特財内訳と本事業が目指しているものは何か。 民間事業者への貸付料を想定している。関係人口の創出を目指しているが、移住につながれば理想的である。</p> <p>○ 9月に実施した「中山間地域におけるテレワークの利用等に関するアンケート」について、どのような企業が対象となっているのか。 経営監視課が所管している「相模原市PPP/PFI地域プラットフォーム」に参加している約140社が対象で、市内のみでなく、都内の企業等を含んでいる。</p> <p>○ 中山間地域振興の重要性は認識するが、コロナによる税収減で既存事業の廃止や一時凍結が必要な中、新規事業の開始は厳しいタイミングである。実施事業は歳出削減が見込まれ、確実性のある事業に注力していただきたい。 コロナ禍の財政的なタイミングの悪さはあるが、テレワークニーズの高まりなどの社会情勢の変化が起こっており、加えて市の財政状況を考えれば国の臨時交付金が利用できるこの時期が実施に妥当なタイミングと言える。</p> <p>○ 実施に当たり、令和3年度終了時までには調査結果を成果物として提出できる状況にするとともに、中山間地域に関して協力的な民間事業者との連携を適宜図り、協力体制を構築することも同時に進めていただきたい。</p> <p>○ 市の総合計画にある中山間地域課題に対する事業であることから、市として本件の実施必要性を上部会議にて検討する必要がある。</p> <p>原案のとおり、上部会議に付議する。</p>				
決定会議結果 (10/14)		<p>○ 国が実施する新しいビジネススタイル・ライフスタイルの創出事業との関係性は 国の調査は主に首都圏南西部におけるスーパー・メガリージョンの形成と効果の広域的拡大に向けた取組のロードマップを策定するための事業を実施するものである。本事業は本市中山間地域の更なる振興を目的に実施するものであり、事業実施の目的が異なるが、国による事業のうち、本市において活用が可能な内容があれば、活用していきたい。</p> <p>○ 臨時交付金を使う理由として、以前より新しい働き方(テレワークなど)の推進が求められてきたものの、十分進まない状況がある中、コロナ禍での3密回避などライフスタイル・ビジネススタイルの変化への対応が必須な状況にあることが挙げられる。</p> <p>○ 新しい暮らし方として中山間地域が注目されている中、都心にも容易にアクセスできるという本市の好立地を生かすには、今が取り組むチャンスである。世の中が変化の過程にある現時点において、民間企業の参入が見込まれるまでの間、市が中山間地域でテレワークセンターを試験的に展開することに意義がある。 現状の改装案を見直し、都心部からの利用も見込んだ、利用者が魅力を感じる施設や環境を整備する必要がある。 人を外から呼び込むために、藤野が持つ魅力に加えて、働く場を市が提供するという観点も大事にしていきたい。</p> <p>市の財政問題はあるが、メリハリをつけた事業推進が必要と考える。そのため、新規事業の実施にあたっては、既存事業の見直しにより必要な財源を生み出す必要がある。</p> <p>○ コロナ禍においてテレワーク施設を整備するに当たり、庁内各分野横断的な議論が必要となる。各課の垣根を超えた議論を進め始めていただきたい。また、他課の既存事業との連携(経済部の創業支援など)も検討していただきたい。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する。</p>				

コロナをチャンスに 中山間地域における 新たなライフスタイル・ ビジネススタイル推進事業 (地方創生臨時交付金対象事業)

2020.10

緑区役所区政策課・政策課

1 事業の目的と背景

- 新型コロナウイルス感染症により、都市部の過密さがリスクであることに気づいた。
- 地方移住への関心やテレワークニーズの高まりなど、暮らし方・働き方に変化が生じている。

➡中山間地域が注目されている今こそ好機！

市総合計画及び緑区基本計画に位置付けた交流・関係人口の創出、移住・定住の推進等、中山間地域振興策の更なる推進が必要。

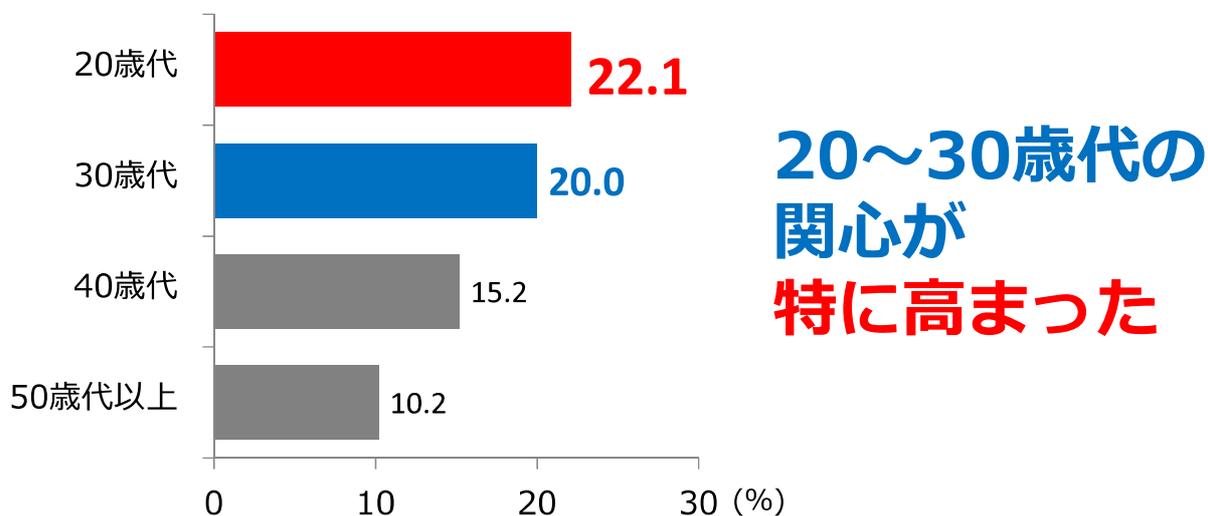
■ 中山間地域における新たなライフスタイル・ビジネススタイルの推進に向けた取組をチャンスを見逃さず展開

- ・本市の中山間地域の強みなどを整理し、将来像とその実現に向けた取組について検討調査を実施。
- ・テレワークセンターの実証運営を行い、多様な働き方の支援、関係人口創出等、移住につながる効果的な取組について検証。

2 コロナで地方移住は更に増えるか

今回の感染症の影響下において、地方移住への関心が高くなった者の割合

年代別 地方移住への関心 (三大都市圏居住者)

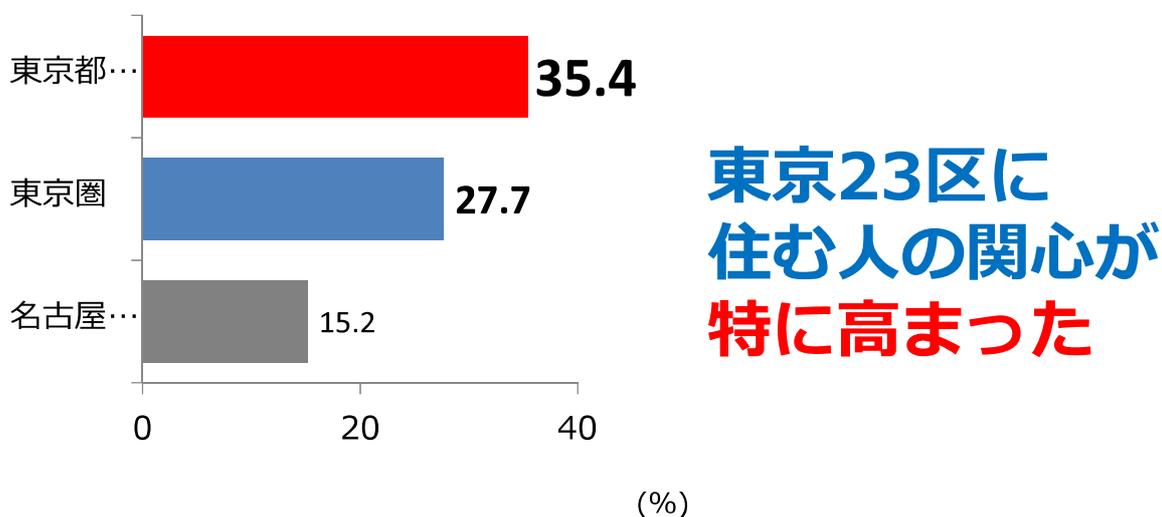


出典：令和2年6月内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

3

2 コロナで地方移住は更に増えるか

地域別 地方移住への関心 (三大都市圏居住者)



出典：令和2年6月内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

4

3 本市の中山間地域の現状

関係人口創出・移住推進に向けた主な取組

(一社) 藤野観光協会が取組を実施

□ 里山体験ツアー・移住体験ツアー

里山体験ツアー実績

132件 506人 (令和元年度)

□ 移住相談

移住問い合わせ実績

52件 (令和2年6月～8月)

対前年同期比1.5倍

※毎年度10世帯前後の移住を実現

※東京都からの問合せ：51%

※移住動機：中山間地域の環境62%

(子育て20%、農業6%)



里山体験ツアー

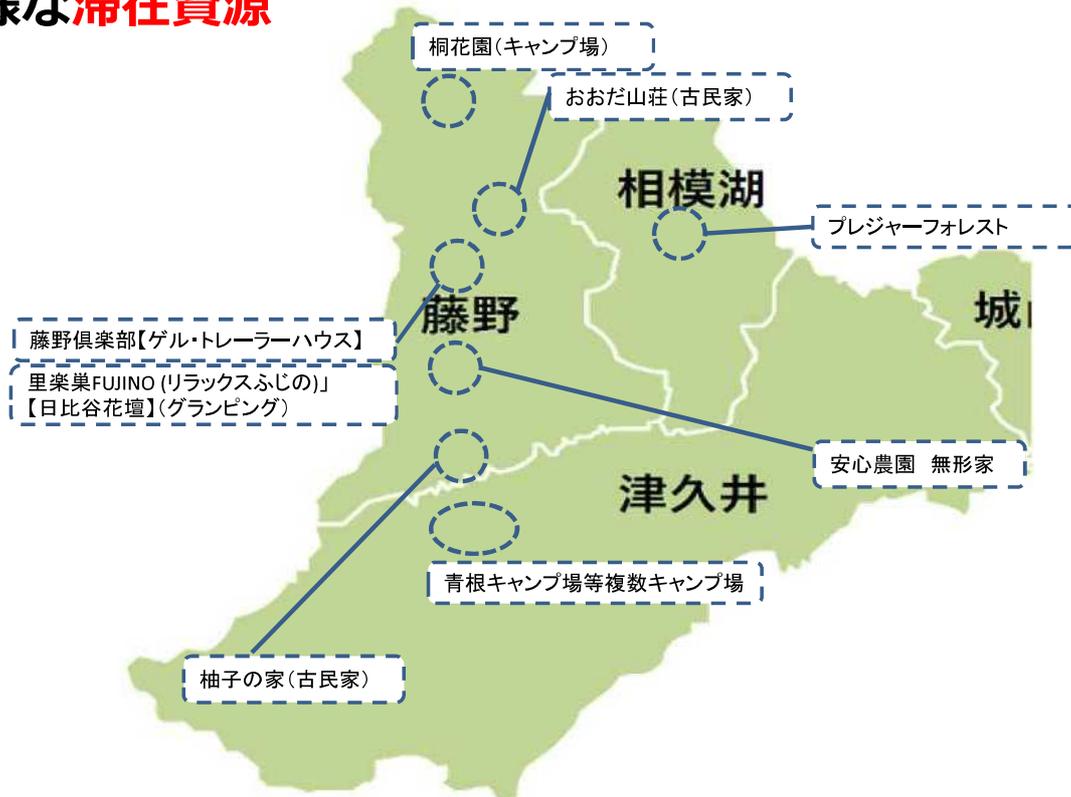


移住体験ツアー

5

3 本市の中山間地域の現状

多様な滞在資源



6

4 事業の概要

事業 1

中山間地域における新たなライフスタイル・
ビジネススタイル検討調査事業

事業 2

テレワークセンター実証環境整備・実証運営事業

7

4-1 新たなライフスタイル・ビジネススタイル検討調査事業

■ 事業概要（検討調査）

本市の中山間地域の強み、今後の動向などを整理し、将来像とその実現に向けた取組について検討調査を実施。

令和2・3年度 18,000千円

□ 主な内容

- ・ コロナ禍を見据えた中山間地域の将来像とその実現に向けた対応策、手法等の検討
- ・ 移住環境、ワーケーション・テレワーク施設等の充実に
に向けた検討
- ・ 中山間地域における高速通信網の充実に
に向けた検討
- ・ 移住・定住の推進に向けた関係人口の創出方策の
検討

8

4-2 テレワークセンター実証環境整備・実証運営事業

■事業概要（実証環境整備）

低利用施設（藤野総合事務所会議室棟）を テレワークセンター実証環境にリノベーション

令和2・3年度 32,875千円

□対象施設：藤野総合事務所会議室棟（緑区小淵2012 藤野駅徒歩3分）
平成4年2月竣工、3階建・延床面積約300㎡（2・3階:会議室）

□主たる選定理由：

- ・自然豊かな環境でありながら都心まで60分程度でアクセス可能
- ・会議室としての利用頻度が低く、現在の業務に支障をきたすことなく活用が可能
- ・駅近接で実証環境として適しており、他に同等の物件がない



9

4-2 テレワークセンター実証環境整備・実証運営事業

■テレワークセンターの利用者像

□コアとなる利用者像

都心部在住者

- ・これからの暮らし方、働き方を模索している者（企業）
- ・地域に関わる意欲を一定程度持っている者（企業）
 - ・SDGsのソーシャルベンチャー
 - ・藤野に住むアーティスト・クリエイターとの協業による商品開発、デザイン制作等を求める者（企業）
- ・ワーケーション・アイデアハッカソンを希望する者（企業）

□サブとなる利用者増

藤野エリア在住者

- ・都市部通勤のビジネスパーソン
- ・フリーランスの個人事業主、アーティスト

10

4-2 テレワークセンター実証環境整備・実証運営事業

■テレワークセンター実証環境イメージ

(2F : コワーキングスペース、3F : シェアオフィス (個室主体))



□空間 (備品配置等)、通信環境整備・空調設備、電気設備修繕等

11

4-2 テレワークセンター実証環境整備・実証運営事業

■事業概要 (実証運営)

多様な働き方の支援、関係人口の創出、ひいては移住・定住の推進に結び付く取組の推進に向けて、テレワークセンターの実証運営を行う。

令和2・3年度 9,955千円

□テレワークセンターの主な実証内容

- ・利用者ニーズの把握・分析
- ・セミナーの実施と効果の検証 等

□実証運営団体

- ・民間事業者

■テレワークセンターの機能

ビジネスマッチング機能等を付与したテレワークセンター (コワーキングスペース、シェアオフィス等)

12

4-3 事業スケジュール

事業	令和2年度(1月～)	令和3年度	令和4年度以降
検討調査事業	検討調査		
地域課題		各地域との調整・検討	課題解決に向けた取組
テレワークセンター 実証環境整備・ 実証運営	関係者調整・施設リノベーション	テレワークセンター実証運営準備 ・実証運営実施・スキーム検討	本格運営
中山間地域振興に 向けた庁内検討 (市総合計画 重点テーマ)	庁内会議運営・検討 概ね1～2ヶ月に1回開催		地域再生計画認定
	個別施策の推進		
高速通信網検討 (検討調査包含)	(新技術活用動向・ 関連法規制の整理検討調査)	実施可能施策の調整、実施等	

13

4-4 テレワークセンター本格運営

■ 本格運営の概要

□ 実証運営の状況を踏まえて実施

令和3年度中に庁議に諮り、事業実施方法等を決定

□ 本格運営期間は令和4年度から最大5年間

本格運営の期間は、令和4年度から最大5年間を想定

5年経過以降の継続については、それまでの運営状況や社会状況の変化等を勘案し、改めて庁議に諮り判断

■ 藤野駅前のテレワークのニーズ

□ 利用に関心がある企業 **11社**

□ 運営に関心がある企業 **13社**

令和2年9月緑区役所区政策課実施
「中山間地域におけるテレワークの利用等に関するアンケート」(10月1日時点 N=33)

14

事案調書(戦略会議)

審議日 令和2年10月23日

案件名	相模原市立中学校夜間学級の設置について							
所管	教育	局区	学校教育	部	学校教育	課	担当者	内線
審議事項	<p>庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</p> <p>○中学校夜間学級を令和4年4月に開級することを目指し、他市町村からも通える広域的な仕組として、神奈川県及び他市町村の教育委員会との具体的な調整を進めることを決定する。</p>							
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり、承認する。							

事案概要 / 事業の実施期間

戦後の混乱期などで義務教育が受けられなかった方、不登校などの理由で、中学校を形式的に卒業した方、外国籍などで日本の義務教育に相当する教育を受けていない方などに対し、夜間の時間帯で中学校の教育課程の授業を行う公立中学校の夜間学級(以下「夜間中学」という。)を令和4年度に開級するもの。
また、夜間中学は、神奈川県立高校の利用や他市町村の生徒も通える広域的な仕組づくりなどを神奈川県教育委員会と連携して、設置する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容	設置の公表	ICT環境整備	夜間中学の開級					
	県教委との合意 ・県立高校の利用 ・広域的な仕組	備品等購入(R3主に職員室、R4以降主に教材、教具)						
	参加市町村との調整	開級式						
	教育課程等の研究・編成	入学式						
	条例等の改正							
	市民周知、説明							
		生徒募集	生徒募集	生徒募集			生徒募集	

○事業経費・財源 費用については県と要調整 (千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4~6	R7~R13	R14以降
事業費(教育費)		26,303	44,780	37,280	37,280
うち任意分		26,303	44,780	37,280	37,280
特財	33%	4,000	6,594	4,094	4,094
国、県支出金					
地方債					
その他	特交	8,000	5,000		
一般財源		14,303	33,186	33,186	33,186
うち任意分		14,303	33,186	33,186	33,186
捻出する財源		0	0	0	0
一般財源拠出見込額		14,303	33,186	33,186	33,186

捻出する財源概要... 他市町村から応分負担が有。その概要は裏面を参照

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A	2	9	8	8	8	8	8
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	2	9	8	8	8	8	8

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和3年3月	定例会議	報道への情報提供	記者会見
	パブリックコメント	あり		時期	令和3年1月	議会への情報提供	部会	令和2年12月

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
夜間中学検討会議(2回)	(名称は令和元年度)シーセールス・親善交流課、企画政策課、広域行政課、財務課、
設置方法作検討作業部会(2回)	精神保健福祉センター、こども・若者支援課、教育総務室、学務課、学校保健課、
入学対象者検討作業部会(2回)	学校施設課、教職員人事課、教育センター、青少年相談センター
	夜間中学の設置方法及び設置場所 入学者の想定・支援
	県教委との調整事項
	夜間中学の設置内容の方向性については、概ね了承
第2回決定会議(8/3)	○調整会議に差し戻し
	本市に夜間中学を設置する必要性の再検討と中長期政策として必要な事業で
	あるかの検討を調整会議にて再度協議すること。

備考	教育支援体制整備事業費補助金(夜間中学の設置促進・充実事業(補助率1/3))
	(準備期間2年:補助上限額400万、運営期間3年:補助上限額250万、特別交付税措置2/3)
	教育支援体制整備事業費補助金(日本語指導、スクールカウンセラー(補助率1/3))

【応分負担の概要】

設置準備に係る一般財源を、設置後10年間で応分負担とする。(1年分の負担額:14,303千円/10年=1,430千円)
 運営費に係る一般財源に の設置準備に係る応分負担の1年分を加え、在籍する生徒数で応分負担する。

応分負担の総額:33,186千円+1,430千円=34,616千円

本市在住の生徒が半数であった場合の他市町村からの応分負担額

・運営費の応分負担 :33,186千円×1/2 = 16,593千円

・設置準備の応分負担:1,430千円×1/2 = 715千円

当該年度の本市実質負担 33,186千円 - 16,593千円 - 715千円 = 15,878千円

設置準備に係る応分負担期間の10年を過ぎた後は、16,593千円となる。

応分負担の考え方では、本市設置も他市設置も費用負担は変わらない。

【教員定数(8人)の費用負担の想定】

本市が全て負担した場合

66,000千円(平均給与の合計(副校長+教員7人) - 22,000千円(国庫負担金(1/3)) = 44,000千円

県が4人分を負担した場合

66,000千円 - 30,972千円(教員4人分) - 11,676千円(国庫負担金(1/3)) = 23,352千円

いずれの場合にも、地方負担分(2/3)については、県からの税源移譲・地方交付税により賄われている。

調整会議結果 (8/27)	<p>○本件は、中長期の政策として本市に設置が必要であるか、またその財政的負担はどうかという点について、再度検討を要するとして再協議を行うものである。</p> <p>○不登校生徒の割合が高いこと及び外国人児童生徒数が増加傾向にあることを踏まえると、事業の必要性や本市として夜間学級を設置すべき理由については理解できる。</p> <p>○教育局としては夜間学級設置に係る費用は他の事業の見直し等により捻出するという点で、新たな財源は必要ないということにより、そのように考えている。</p> <p>○事業実施にかかる財源を生み出すために、他の事業を見直すことは評価できる。しかし、長期財政収支上、大幅な歳出超過が見込まれている中、財源を生み出したからといって、必ず新規事業を実施できるというものではない。</p> <p>○他市ではなく本市が夜間学級を設置することで、校舎改造などの費用が追加でかかるのではないかと、校舎改造は神奈川県が実施することとして調整中である。また、他市に負担を求めるとは異なるため、本市が設置しても、他市が設置しても、本市の生徒にかかる費用には変わりはない。なお、夜間学級設置による教育委員会の事務量の増を見込み、職員1名の増員を想定しているため、配置されればその人件費分は増額となる。</p>
------------------	---

決定会議結果 (9/10)	<p>○本市が設置することのメリットを再度確認したい。</p> <p>他市が設置する場合の費用も応分負担となり、本市の財政負担額に変わりはないため、本市が設置し、教育課程やクラス編成を自ら決定できるイニシアチブをもつことに設置メリットがある。</p> <p>○本市設置と他市設置を比べ、教育課程やクラス編成に違いが想定されるのか。</p> <p>本市は不登校生徒の割合が高いことが特徴だが、県央地域では外国籍の生徒が特に多いことが予想されるため、他市で設置した場合は、外国籍生徒を重視した日本語支援重視型となり、本市が求めるバランス型とは異なる編成となる可能性がある。</p> <p>○事業の必要性は理解する。しかしながら、長期財政収支上、多額の歳出超過が見込まれており、財源の担保がないままに新規事業の実施を決定してよいのか。市としての意思決定のあり方が今のままでよいのか。</p> <p>新規事業の実施に係る考え方の整理や政策決定の仕組みについては、別途、市長公室、財政局、総務局で協議し、早急に決めていきたい。</p> <p>必要経費は人口減少に伴う児童生徒数の自然減により、学校教育全体事業費が縮小することで生み出される財源で実施可能と考えている。</p> <p>○応分負担の仕組みを採用しても、教育課程の変更により全体事業費は変動する。よって、財政的負担は変動する可能性がある。設置決定にあたっては、想定以上の財政負担が生じて、相応の負担をする覚悟を持って決定する必要がある。</p> <p>○市の方針決定に時間の猶予はあるのか</p> <p>令和4年の開校を目指すのであれば、県及び応分負担してもらおう各市との調整を行わなければならないため、現時点で時間的猶予はないと考えている。</p>
------------------	--

1 夜間中学の概要

- 「夜間中学」とは公立中学校の夜間学級のこと。
- 公立中学校の2部制として、夜間の時間帯に授業を行い、教育課程を修了した者には、卒業証明書（中学の卒業資格）を授与する。
- 月曜日から金曜日まで毎日、夕方17時から21時まで授業を行う中学校である。

入学の対象者は学齢期を超過した次の方

- 戦後の混乱期や病気などの理由により義務教育が受けられなかった方
- 中学校を形式的には卒業したが、不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかった方
- 外国籍で日本の義務教育に相当する教育を受けていない方

夜間中学の遍歴

- 当初の昭和20年代は、昼間の学校へ通えない生徒が夜間に通う2部制として設置された。（現在の定時制高校と同様）
- 昭和30年代には、中学校の義務教育化が定着し、統廃合が進む。
- 近年では、依然として中学校未卒業者の存在や学齢期を超過した形式卒業者、外国籍等の方にニーズがあり、新たに設置を目指す地方公共団体が増えている。
- 国では、学齢期の不登校支援や日本語教育などの活用を示している。 1

2 設置根拠

◆教育機会確保法（平成28年12月公布）第14条

地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

⇒ **就学を希望する方に対して、その機会を提供する措置を講ずる義務**

◆義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日策定）

⇒全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう推進する。

◆子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）

⇒人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。

【その他 夜間中学に関する通知等】

- ・文部科学省初等中等教育局長通知（令和2年1月8日）
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日）
- ・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）

⇒ **指定都市である本市においては、夜間中学を設置することが望まれている**

3 他市等の設置状況

◆都道府県及び指定都市の設置・検討状況

～H30までに設置		H31 設置	R2 設置	R3 設置	設置を検討
設置	学校数				
全国 8 都府県 指定都市 7 市	全国 3 1 校 指定都市 1 2 校	川口市 (埼玉) 松戸市 (千葉)	常総市 (茨城)	高知県 徳島県	相模原市 静岡県 長崎県 大牟田市 (福岡)

※H 3 1 年設置は、全国で 1 8 年ぶりの新設

◆指定都市「夜間中学」設置状況

川崎市、横浜市、大阪市 (4)、堺市、京都市、神戸市 (2)、広島市 (2)

◆指定都市「夜間中学」設置予定

札幌市 (令和 4 年度の設置を表明)

4 本市における夜間中学のニーズ

支援が必要な方の多さと増加

◆夜間中学の対象者について

	全 国	神奈川県	相模原市
未就学者	12.8万人	5116人 (7位)	589人
不登校生徒	3.65%	4.14% (4位)	4.99% (833名)
在留外国人	273万人	21.89万人	1.48万人

⇒不登校生徒が多く、割合は全国平均、神奈川県平均を上回る状況

⇒仮試算では、相模原市において毎年10～20人の進路未定者が生まれており、将来的には、進路未定者が「ひきこもり」予備軍となる可能性が高い。

◆外国籍の方について

(各年度末 (3 月末日現在) 外国人登録者数)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人数 (人)	10,576	10,421	9,988	10,243	10,777	11,557	12,645	13,812	14,967	16,017

⇒外国人登録者数は、H 2 2 から R 1 にかけて約 5, 5 0 0 人増 (約 1. 5 倍)

◆本市における夜間中学のニーズ

○県アンケート結果(H29.12)

➢ 希望者160名 (相模原市54名、県央地区64名)

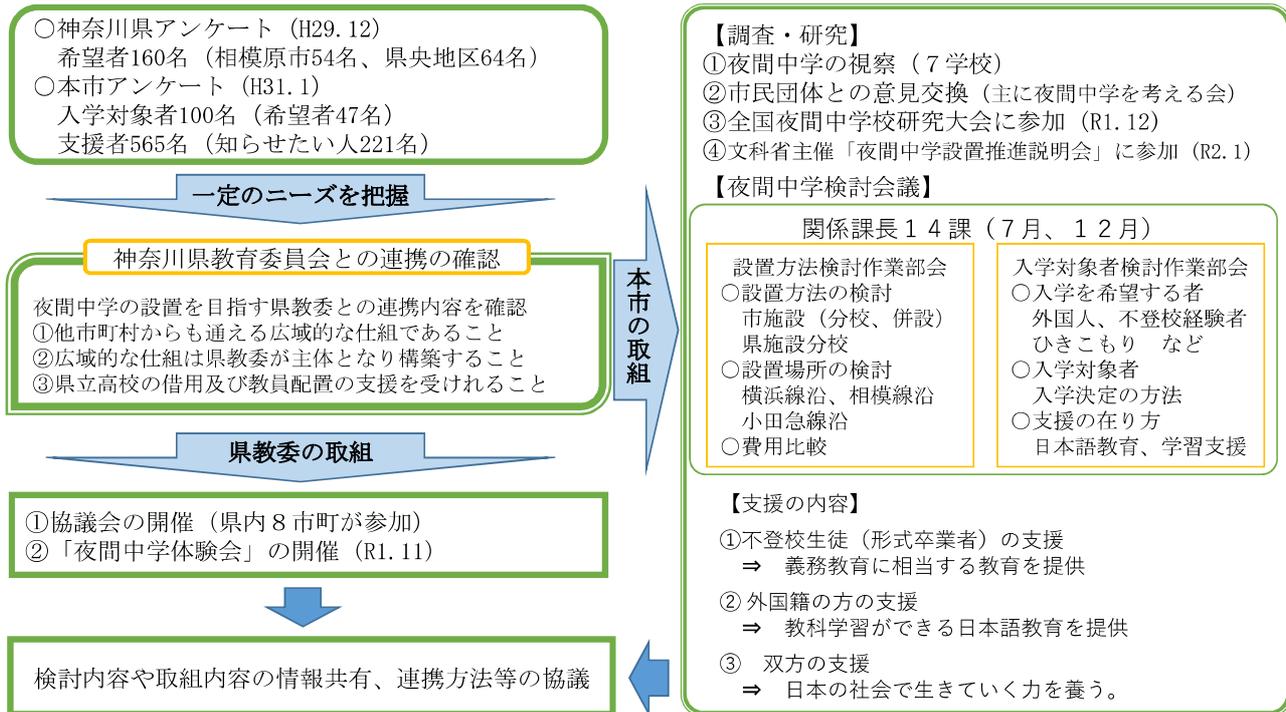
○市アンケート結果(H31.1)

➢ 入学対象者100名 (入学希望者47名)、支援者565名 (知らせたい人221名)

○県主催夜間中学体験会(R1.11)

➢ 来場者 121名 (相模原市49名)

5 これまでの検討状況



今後、夜間中学の設置を前提として、神奈川県及び他市町村の教育委員会と設置に向けた具体的な調整、協議が必要である。

6 設置主体別比較

◆市が夜間中学を設置

メリット	デメリット
○教育課程が編成できる。 (ニーズに合った学習機会の提供が可能) ○比較的、通学が容易となる。 ○不登校者などの支援が充実できる。 (学校との情報共有や連携が可能) ○早い時期に設置が可能である。 (本市の意思により設置可能)	○夜間中学設置の事務負担がある。 ・生徒募集、補助金申請、応分負担など

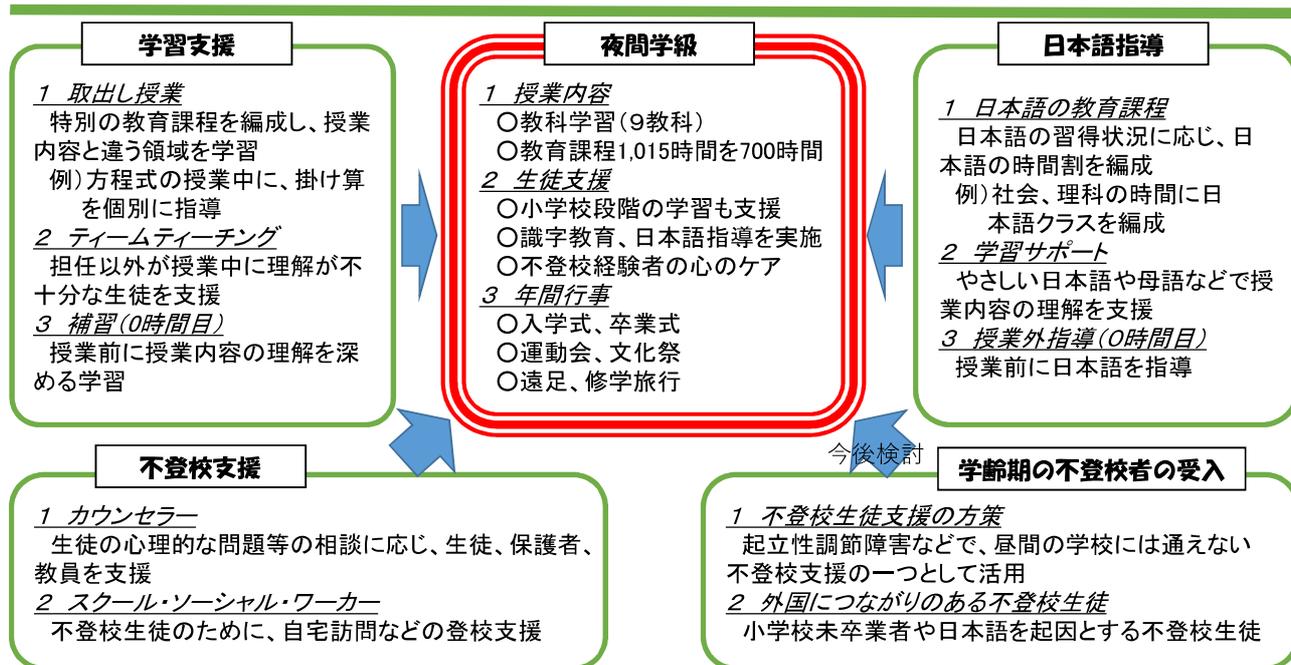
◆他自治体が設置する夜間中学校に市民が入学できる仕組みの構築

メリット	デメリット
○事務負担が少ない。 ・生徒募集、補助金申請、応分負担など	○教育内容、支援方法に関与できない。 ○通学が困難となる可能性がある。 ○不登校者などへの支援が困難。 (他市の学校との情報共有や連携) ○設置の見通しが無い (設置されない可能性有) ○広域的な仕組に参加できない可能性がある。 (指定都市への設置促進の考え方が示されている)

◆自主夜間中学等への支援を行う場合

メリット	デメリット
○事務負担、費用負担が少ない。	○学校における就学機会の提供という措置はできていない (学習の機会の提供となるが、卒業資格を得られないため、全てのニーズに応えられない) ○サービスの質が確保されない。 (教科数、授業数、教育活動、教員など)

7 本市の夜間中学の教育内容



【教育課程の内容】

- 中学校学習指導要領の内容(1,015時間)を700時間に短縮(義務教育の学習)
- 教科の学習ができる日本語教育の授業(高校受験ができる日本語の習得)
- 小学校段階の学習支援(中学校の学習内容が理解できるサポート)

8 本市の夜間中学の運営体制

【設置方法及び場所】

駅から徒歩圏内の設置可能な教室が確できる市立小中学校と県立高校の利用を利便性や費用比較し、県立高校を設置場所の候補とする。

▶ 県立高校を利用した分校方式

- ・県立高校で利用していない教室を借用
- ・県教委が職員室を改修
- ・施設運営費(保守点検・光熱水費等)は調整中

【設置時期】

令和4年4月の開級を目指す

【広域的な仕組】

県下の他市町村に居住する生徒が通える広域的な夜間中学とする。

- ・県下を範囲とし、事前に協定などを締結
- ・設置・運営に要する費用を応分負担
- ・相談や入学手続きなども入学希望者の居住する市町村教委が担当

※入学者の安定的な確保

※費用負担を軽減

【教職員等の体制】

○正規職員

標準定数 8人 平均給与算定 66,000千円
(副校長1人、教員7人)

※人件費は国庫補助と地方交付税で措置

※県は職員配置で支援

○非常勤職員

非常勤講師 5人 (教科担任) 14,706千円

養護教諭 1人 2,941千円

事務職員 1人 1,878千円

※全て他市町村との応分負担

○事業別の人員配置

日本語指導講師 2人 6,614千円

母語協力者 3人 5,670千円

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

※補助金除く費用は、他市町村との応分負担

9 予算の概要

令和3年度

1 事業内容

- ◇教育課程の編成 ◇シンポジウム等の開催 ◇入学説明会等の開催（生徒募集）
- ◇備品整備（主に職員室） ◇授業用の備品・教材の購入
- ◇市施設環境整備（ICT環境等）

2 予算額 26,303千円

3 特定財源等 4,000千円

- ◆夜間中学の補助金 4,000千円（特別交付税措置 8,000千円）

令和4～6年度

1 事業内容

- ◇備品整備（授業用備品、教材）◇市学校運営（ICT、再配当） ◇生徒募集
- ◇非常勤教職員（講師、養護、事務） ◇日本語指導講師 ◇母語協力者

2 予算額 44,780千円

3 特定財源等 6,594千円

- ◆夜間中学の補助金 2,500千円（特別交付税措置 5,000千円）
- ◆きめ細かな支援事業 4,094千円

令和7年度～

1 事業内容

- ◇市学校運営（ICT、再配当） ◇生徒募集
- ◇非常勤教職員（講師、養護、事務） ◇日本語指導講師 ◇母語協力者

2 予算額 37,280千円

3 特定財源等 4,094千円

- ★きめ細かな支援事業 4,094千円

10 応分負担の考え方

地方財政措置を除く一般財源で負担する事業費を応分負担の総額とし、在籍する市町から生徒数で按分した費用を負担していただく。

①設置準備に係る一般財源を、設置後10年間で応分負担とする。

（1年分の負担額：14,303千円／10年＝1,430千円）

②運営費に係る一般財源に①の設置準備に係る応分負担の1年分を加え、在籍する生徒数で応分負担する。

応分負担の総額：33,186千円＋1,430千円＝34,616千円

③本市在住の生徒が半数であった場合の他市町村からの応分負担額

・運営費の応分負担：33,186千円×1/2＝16,593千円

・設置準備の応分負担：1,430千円×1/2＝715千円

当該年度の本市実質負担 33,186千円－16,593千円－715千円＝15,878千円

※設置準備に係る応分負担期間の10年を過ぎた後は、16,593千円となる。

※応分負担の考え方では、本市設置も他市設置も費用負担は変わらない。

第2回 戦略会議 議事録

令和2年10月23日

1 中山間地域における新たなライフスタイル・ビジネススタイル推進事業

【緑区】

(1) 主な意見等

- 国が実施するスーパー・メガリージョンの形成及び効果の広域的拡大事業と本事業との関わりは
国の事業として藤野地域を中心に実証実験を行うと聞いている。本事業は、国の実証実験と連携を図りながら調査事業とテレワークセンターの実証環境整備・運営を行うものである。
- 渋谷区の MIYASHITA PARK のテレワークセンターを視察してきた。テレビ会議や個室スペースなどがあったが、利用者のことを考えれば内装や設備についてはしっかりしたものを作る必要があると考える。
- アンケートにある当施設に興味のある企業は具体的にどのような企業なのか
利用及び運営について興味があると回答したのは、不動産業、観光業、金融業等の市内外の企業である。運営には近隣の大学からも、関心があるという回答があった。
- テレワークセンター近隣に駐車場はあるのか。利用者の多くが車を利用するのではないか。
中山間地域で坂も多いことから、車の利用者は多いことが想定される。民間事業者の運営する駐車場(市有財産を民間に貸付)が駅前近隣にある。実証実験の中で利用者より駐車場要望があれば、検討したい。
- 自治体がテレワークセンターを運営している実績はあるのか。
逗子市において、市が所有する建物の一部を活用して民間事業者との協働で行う施設がある。1日貸の利用体系で、本市と広さや予定している内装や設備に近いものである。逗子市は移住者が増えており、海側は東海道線沿線に人気集中していると聞いている。
- 地域の理解は得られているのか。
一定の理解を示していただいていると考えている。
- 運営に関しての事業者を募る場合は、多くの事業者に情報提供し、外部委員も加えて、競争性をもって行ってほしい。
- 橋本や相模大野でテレワークセンターの実施は考えられないのか。
橋本は南大沢、相模大野は町田と比較し、市場原理を考えると、需要が少ないとの意見を民間からいただいている。都市部の視点とは違った、需要の掘り起こしが期待できる中山間地域に設置することに意義がある。
- バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう、検討をしてほしい。

(2) 結果

- 原案のとおり、承認する。

2 相模原市立中学校夜間学級の設置について

【教育局】

(1) 主な意見等

○生徒数やクラス分けの想定は。

他市事例では、在籍生徒数は20～100人である。本市では30人程度を想定している。

○一定数の人数が修了すれば入学希望者は減少するのではないかと。後年にわたり必要とされ続ける機能なのか。

形式卒業してしまった生徒もこれまで一定程度いることに加え、外国人市民も増加傾向にあることから、希望者の大幅な減少はないものと想定している。なお、横浜市は10年間、生徒数は減少していない。

○1年目は1年生10人の入学を想定しているのか。

夜間中学では習熟度に応じて学年が変わるため、各学年10人程度を募集することを想定している。募集時に希望や学習状況を確認することが最も重要である。

○広域的な仕組みとすることで、どの範囲まで対象とするのか。

横浜市、川崎市を除き、県下は対象となる。しかし、就業地や居住地から県央地区が中心となると想定している。

○相模原市外に募集をかけることで、希望者が定員を上回ることは想定しているか。

市外にも夜間中学のニーズがあることは想定している。しかし、仕事や居住地からの交通利便性などの要因もあり、実際にどの程度の方が入学希望されるかの把握が難しい。

○応分負担の仕組みにより、市外設置される場合と比べ、必要経費が変わらないとの説明だが、一定程度の市負担も覚悟した上で、本市が設置、運営していく意義や必要性を踏まえて設置を決定する必要がある。

市民ニーズにあった教育カリキュラムを組めること、本市がイニシアチブを持てることが本市への設置決定する上で、最も重要であると考えます。

設置することにより、本市の教職員が多様な教育に関わることで、教職員のスキル向上につながり、市の教育行政全体の質を高めるような事業としていただきたい。

○事業の取捨選択をしなければいけない中、本事業を実施する必要性を政策的にどう考えているのか。

少子化時代にあつて、教育は今後、一層、量から質に転換していく流れにあると考えている。多様性尊重の観点からも本事業は政策的に実施すべきと考える。

○県との合意に向けた調整が難航した場合の対応は。

県等との調整期間が極めて短いこと、今後について未定の部分が多いことから、できるだけ早期の設置を目指す。本件を承認いただくことで具体的な議論を進めていく。

(2) 結果

○ 原案のとおり承認する。

以上